

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 農林水産部 農地整備課

法令名	土地改良法	法令番号	昭和24年法律第195号						
手続名	土地改良区の定款変更認可	根拠条項	第30条第2項						
審査基準	<p>①認可申請の添付書類（土地改良法施行規則（昭和24年8月4日 省令第75号） 第27条）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定款変更の事由を記載した書面 ・総会の議事録の謄本 ・業務の執行及び会計の経理に関する事項を記載した書面 ・区債又は借入金がある場合に経費の分担に関する定款を変更する場合（法41第条第1項）は、債権者の同意があったことを証する書面（同意が得られない場合にあってはその事由を記載した書面） <p>②認可基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県知事は土地改良法第8条第4項の規定に基づいて認可を行う（第30条第5項） ・（削る。） 								
	受付機関	農林事務所	処理機関	農地整備課	交付機関	農地整備課	標準処理期間	30日	目次
						標準経由期間	15日	No.	